



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » Topics » ①一元化法についてパブコメを募集

年金広報 | 2015年8月号 (通巻674号) Vol.29

Topics | トピックス

掲載: 2015年8月15日

一元化法についてパブコメを募集

厚生労働省は平成27年7月17日より、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(以下、「一元化法」)について、①厚生労働省関係省令の整備に関する省令案(概要)、②厚生労働省関係政令等の整備政令案(概要)、③経過措置政令案(概要)に関するパブリックコメントの募集を開始した。募集期間はいずれも平成27年8月15日まで。提出方法は郵送・FAX・電子政府総合窓口の意見提出フォームのいずれかによる。

「一元化法」は、第180回通常国会で平成24年法律第63号として成立し、平成27年10月1日より施行される(公務員の恩給期間に係る追加費用削減については、平成25年8月1日より施行)。

一元化法の主要項目

- (1)厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2)共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3)共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4)厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5)共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6)追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

▶ 次へ

この記事はいかがでしたか?
ボタンを押して評価してください。

良かった

良くなかった

どちらでもない

この記事の感想をお寄せ下さい。

送信

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



年金WEB質問箱

The Input Form for Questions



njk

一般財団法人
年金住宅福祉協会

▲ このページのトップへ

▶このサイトについて ▶個人情報について ▶サイトマップ ▶お問い合わせ

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.



更新メールサービス申し込み

一般財団法人
年金住宅福祉協会
ねんじゅうしきょう

HOME » 年金広報 » Topics » ② 厚生年金特例法の施行状況に関する報告

年金広報 | 2015.8.15 8月号 (通巻874号) Vol.29



Topics | トピックス

掲載: 2015年8月15日

厚生年金特例法の施行状況に関する報告

厚生労働省は平成27年7月28日、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「厚生年金特例法」）の施行状況に関して国会に報告したことを公表した。

「厚生年金特例法」は総務省の年金記録確認第三者委員会（以下、第三者委員会）が、保険料徴収の消滅時効（2年）が成立した保険料分について、被保険者からの保険料天引きの事実があるにもかかわらず、事業主の保険料納付の事実が明らかでないとあっせん等をした場合、厚生労働大臣は年金記録の訂正を行い、事業主に対して保険料納付の勧奨等を行うとしたものである。

第15条では、政府はおおむね6カ月に1回、第三者委員会の調査審議の結果の概要、特例納付保険料の納付の状況等法律の施行状況を国会に報告することが求められている。

今回の報告では、平成19年6月22日から平成27年3月31日までに総務大臣から厚生労働大臣（平成21年12月31日までは社会保険庁長官）に対し、記録訂正のあっせんが行われた事案と年金事務所において記録訂正が可能と判断した事案についての施行状況を次のようにまとめた（表1）。

■表1 「厚生年金特例法」の施行状況

① 第三者委員会における調査審議結果の概要	
厚生年金保険関係のあっせん件数	105,928件
厚生年金特例法に関するあっせんではないあっせん件数	15,472件
厚生年金特例法に基づくあっせん等件数	92,538件
事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案	80,239件
事業主が保険料納付義務を履行したかどうか不明と認められる事案	13,480件
② 厚生年金特例法に基づくあっせん等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数	92,538件
③ 特例納付保険料の納付の状況等	
特例納付保険料の総額	96億9,237万4,274円
年金事務所が納付を勧奨した件数	84,337件
事業主等から納付の申出があった件数	73,467件
納付が行われた件数	64,926件
納付の申出がない事業主等を公表した件数	9,114件
公表後に納付を再勧奨した件数	6,197件
④ 事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等	
特例納付保険料相当額を国が負担した件数	5,487件
国が負担した特例納付保険料相当額の総額	26億9,379万4,827円

Topics | トピックス

- ① 一元化法についてパブコメを募集
- ② 厚生年金特例法の施行状況に関する報告
- ③ 障害年金専門家委員会～等級判定のガイドラインを引き続き検討
- ④ 厚生年金保険の新保険料率～9月分から
- ⑤ 雇用保険の基本手当日額が変更～8月1日から

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの? 「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの? 「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか? 「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1 【年金WEB質問場を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



▶ 次へ

年金WEB質問箱

The Input Form for Questions



この記事はいかがでしたか?
ボタンを押して評価してください。

良かった

良くなかった

どちらでもない

この記事の感想をお寄せ下さい。

送信



一般財団法人
年金住宅福祉協会

▲ このページのトップへ

▶このサイトについて ▶個人情報について ▶サイトマップ ▶お問い合わせ

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.


[更新メールサービス申し込み](#)

年金広報 | 2015.8.15 8月号 (通巻674号) Vol.29



Topics | トピックス

掲載：2015年8月15日

障害年金専門家委員会～等級判定のガイドラインを引き続き検討

厚生労働省は平成27年7月30日、第6回「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」を開催し、障害年金認定に係る等級判定のガイドラインや等級判定に用いる情報の充実に向けた対策について、引き続き検討を行った。

【等級判定のガイドライン（案）の構成について（図1）】

請求書に添付される診断書の記載項目「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」の平均を組み合わせて認定する等級の目安を設ける。さらに、現在の病状または病態像、療養状況、生活環境、就労状況など、その他の要素を考慮に入れて、総合的に等級判定を行う。

■ 図1 等級の目安（案）

等級の目安（案）について					
程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5～4.0	1級	1級 又は 2級			
3.0～3.4	1級 又は 2級	2級	2級		
2.5～2.9		2級	2級 又は 3級		
2.0～2.4		2級	2級 又は 3級	3級 又は 3級非該当	
1.5～1.9			3級	3級 又は 3級非該当	
1.0～1.4				3級非該当	3級非該当

注：□は、前回検討会からの変更部分

- * 「程度」は「日常生活能力の程度」を指し、請求者が日常生活においてどの程度援助を要するかを、(1)～(5)の5段階で評価するもの。
- * 「判定平均」は7項目に対する判定の平均値。
- ①適切な食事（配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。）
- ②身辺の清潔保持（洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。）
- ③金銭管理と買い物（金銭を独立して適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。）

Topics | トピックス

- ①一元化法についてパブコメを募集
- ②厚生年金特例法の施行状況に関する報告
- ③障害年金専門家委員会～等級判定のガイドラインを引き続き検討
- ④厚生年金保険の新保険料率～9月分から
- ⑤雇用保険の基本手当額が変更～8月1日から

年金広報

Topics | トピックス



実務担当者のための 年金講座



ねんきん最前線 市区町村 VOICE



バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問場を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



- ④通院と服薬（要・不要）（規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。）
- ⑤他人との意思伝達及び対人関係（他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。）
- ⑥身辺の安全保持及び危機対応（事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。）
- ⑦社会性（銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。）



【等級判定に用いる情報の充実に向けた対策】

▶診断書の記載要領の作成：

医師が「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を評価する際の参考を示すとともに、それ以外の各欄の記載にあたって留意すべきポイントなどを示した記載要領を作成する。

▶日常生活状況をより詳細に把握するための提出資料の作成

診断書、病歴・就労状況等申立書などの現行の提出資料のほかに、現在の本人の詳細な日常生活状況を必要に応じて把握できるよう、本人や家族等が記載する資料を追加し、運用を図る。

▶ | 次へ

この記事はいかがでしたか？

ボタンを押して評価してください。

良かった

良くなかった

どちらでもない

この記事の感想をお寄せ下さい。

送信

▲ このページのトップへ



[更新メールサービス申し込み](#)

HOME » 年金広報 » Topics » ④ 厚生年金保険の新保険料率～9月分から

年金広報 | 2015.8.15 8月号 (通巻874号) Vol.29

Topics | トピックス

厚生年金保険の新保険料率～9月分から

厚生年金保険の保険料率は平成27年9月分（同年10月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は0.248%）引き上げられ17.828%となる（表2）。この保険料率は平成27年9月分（同年10月納付分）から平成28年8月分（同年9月納付分）までの保険料計算に適用される。

■表2 現行・改定後の保険料率

	一般	坑内員・船員
現行	17.474% (12.474~15.074%)	17.688% (12.688~15.288%)
変更後	17.828% (12.828~15.428%)	17.936% (12.936~15.536%)

* () 内は、厚生年金基金加入者

* 厚生年金基金加入者の保険料率は、厚生年金基金未加入者の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4~5.0%）を控除する。

掲載：2015年8月15日

Topics | トピックス

- ① 一元化法についてパブコメを募集
- ② 厚生年金特例法の施行状況に関する報告
- ③ 障害年金専門家委員会～等級判定のガイドラインを引き続き検討
- ④ 厚生年金保険の新保険料率～9月分から
- ⑤ 雇用保険の基本手当額が変更～8月1日から

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

パックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care





[このページのトップへ](#)

[▶このサイトについて](#) [▶個人情報について](#) [▶サイトマップ](#) [▶お問い合わせ](#)

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.


[更新メールサービス申し込み](#)

HOME » 年金広報 » Topics » ⑤雇用保険の基本手当額が変更～8月1日から

年金広報 | 2015年8月号 [通巻674号] Vol.29

Topics | トピックス

掲載：2015年8月15日

雇用保険の基本手当額が変更～8月1日から

8月1日から雇用保険の基本手当額などについて改定が行われている。その最高額が引き上げられる（表3）とともに、基本手当額算定の際に80%または80～50%または50%を乗ずる賃金日額の範囲が引き上げられている。なお、基本手当を受けている場合、特別支給の老齢厚生年金は全額支給停止となる。

さらに、失業期間中に就労収入がある場合の控除額（基本手当減額を算定）が1,286円から1,287円に引き上げられた。高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額が340,761円から341,015円に引き上げられた。なお、高年齢雇用継続給付を受けると、特別支給の老齢厚生年金の一部は支給停止となる。

■表3 基本手当の日額の最高額・最低額

	変更前	変更後
最高額	① 60歳以上65歳未満 6,709円	6,714円
	② 45歳以上60歳未満 7,805円	7,810円
	③ 30歳以上45歳未満 7,100円	7,105円
	④ 30歳未満 6,390円	6,395円
最低額	1,840円	1,840円（変更なし）

* 上記年齢は受給資格に係る離職日における年齢。

◀ | 前へ

この記事はいかがでしたか？
ボタンを押して評価してください。

良かった

良くなかった

どちらでもない

この記事の感想をお寄せ下さい。

送信

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1 【年金WEB質問箱を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care





[このページのトップへ](#)

[▶このサイトについて](#) [▶個人情報について](#) [▶サイトマップ](#) [▶お問い合わせ](#)

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.